

令和 7 年 2 月 1 9 日

川崎市議会

議長 青 木 功 雄 様

川崎市人事委員会

委員長 瀧 峠 雅 介

地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づく人事委員会の意見について

令和 7 年 2 月 1 3 日付け 6 川議議第 1 1 1 2 号により依頼のありましたこと
について、次のとおり意見を申し述べます。

議案第 1 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例の制定について

この条例案は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理
を行おうとするものであり、異議はありません。

議案第 6 号 川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定
について

この条例案は、雇用保険法の一部改正に伴い、失業者の退職手当のうち就業
促進手当に相当する退職手当の支給要件を改めること、刑法の一部改正に伴い
、所要の整備を行うこと等をするものであり、異議はありません。